

様式第3号（第9条関係）

申請に対する処分の審査基準

所管部課名：教育委員会教育総務課

No.	根拠法令	根拠条項	許認可等の内容	
法-387	学校教育法施行令	第8条	学区外就学	
審査基準の内容				
石巻市学校教育法施行細則（平成17年4月1日規則第13号）				
第7条 児童生徒等の就学すべき学校の指定の変更（以下、「学区外就学」という。）についての保護者の申請は、様式第5号によって行わなければならない。				
2 石巻市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、前項の規定による申請があったときは、当該申請内容を審査し、許可又は不許可を決定するとともに、様式第6号により保護者に通知するものとする。				
3 教育委員会は、前項の規定により許可するときは、様式第7号により学校長に通知するものとする。				
石巻市教育委員会学区外就学及び区域外就学に係る許可基準（令和4年7月28日教育委員会訓令第11号）				
別表（第2条関係）				
区分	対象学年	許可基準	許可期間	添付書類
地域の事情に関する事由	全学年	地形等地域の事情により指定校への就学に著しい困難が伴う場合	卒業までの期間	
心身の障害等に関する事由	全学年	（1）心身の障害や疾病、長期通院等により、指定校への就学が困難な場合	必要と認められる期間	
		（2）指定校に該当する特別支援学級がない場合		
家庭の事情に関する事由	小学校の全学年	（1）勤務等により、下校後も保護者等が不在であるため、保護者の勤務先の住所地の指定校に就学させたい場合	卒業までの期間	就労証明書又は個人事業の開廃業等届出書等個人事業主であることを確認できる書類
		（2）勤務等により、下校後も保護者等が不在であるため、預かり先の住所地の指定校に就学させたい場合		就労証明書又は個人事業の開廃業等届出書等個人事業主であることを確認できる

				書類及び同意書
		(3) 指定校の放課後児童クラブにおいて利用定員に達していること等により利用できないため、放課後児童クラブが設置されている学校に就学させたい場合		就労証明書又は個人事業の開廃業等届出書等個人事業主であることを確認できる書類
教育的な配慮に関する事由	全学年	(1) 生徒指導上の問題等により、指定校へ就学することが困難である場合	必要と認められる期間	学校長の意見書
	中学校の新1学年	(2) 特定の文化活動又はスポーツ活動等を継続的に行っており、指定校にその特定の活動を内容とする部活動がないため、当該部活動がある隣接する中学校に入学を希望する場合	卒業までの期間	特定の活動を継続的に行っていることが確認できる書類又は学校長の意見書
	全学年	(3) 既に兄弟姉妹が、学区外就学又は区域外就学の許可を受けた学校に通学している場合		
転居に関する事由	全学年	(1) 転居先の指定校に就学することにより、精神的な負担が生じるため、引き続き転居前の学校に就学を希望する場合	卒業までの期間	
		(2) 新築、改築等のため、一時的に学区外から就学を希望する場合	その建物に住するまで	住居の売買契約書、賃貸借契約書等居住することが確認できる書類及び誓約書
		(3) 1年以内に転居することが確実なため、転居予定地の指定校へ就学を希望する場合		
その他	全学年	その他教育委員会が認める場合	教育委員会が認める期間	
設定年月日		令和4年9月1日	最終更新日	

様式第 3 号（第 9 条関係）

申請に対する処分の審査基準

所管部課名：教育委員会教育総務課

No.	根拠法令	根拠条項	許認可等の内容	
法-388	学校教育法施行令	第 9 条	区域外就学	
審査基準の内容				
石巻市学校教育法施行細則（平成 1 7 年 4 月 1 日規則第 1 3 号）				
第 9 条 他の市町村に住所を有する児童生徒等を市立学校に就学させること（以下「区域外就学」という。）を希望する保護者は、様式第 9 号によって教育委員会に申請しなければならない。				
2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、当該申請内容を審査し、許可又は不許可を決定するとともに、様式第 10 号により保護者に通知するものとする。				
3 教育委員会は、前項の規定により許可するときは、様式第 11 号により学校長に通知するものとする。				
石巻市教育委員会学区外就学及び区域外就学に係る許可基準（令和 4 年 7 月 2 8 日教育委員会訓令第 1 1 号）				
別表（第 2 条関係）				
区分	対象学年	許可基準	許可期間	添付書類
地域の事情に関する事由	全学年	地形等地域の事情により指定校への就学に著しい困難が伴う場合	卒業までの期間	
心身の障害等に関する事由	全学年	（1）心身の障害や疾病、長期通院等により、指定校への就学が困難な場合	必要と認められる期間	
		（2）指定校に該当する特別支援学級がない場合		
家庭の事情に関する事由	小学校の全学年	（1）勤務等により、下校後も保護者等が不在であるため、保護者の勤務先の住所地の指定校に就学させたい場合	卒業までの期間	就労証明書又は個人事業の開廃業等届出書等個人事業主であることを確認できる書類
		（2）勤務等により、下校後も保護者等が不在であるため、預かり先の住所地の指定校に就学させたい場合		就労証明書又は個人事業の開廃業等届出書等個人事業主であることを確認できる

				書類及び同意書
		(3) 指定校の放課後児童クラブにおいて利用定員に達していること等により利用できないため、放課後児童クラブが設置されている学校に就学させたい場合		就労証明書又は個人事業の開廃業等届出書等個人事業主であることを確認できる書類
教育的な配慮に関する事由	全学年	(1) 生徒指導上の問題等により、指定校へ就学することが困難である場合	必要と認められる期間	学校長の意見書
	中学校の新1学年	(2) 特定の文化活動又はスポーツ活動等を継続的に行っており、指定校にその特定の活動を内容とする部活動がないため、当該部活動がある隣接する中学校に入学を希望する場合	卒業までの期間	特定の活動を継続的に行っていることが確認できる書類又は学校長の意見書
	全学年	(3) 既に兄弟姉妹が、学区外就学又は区域外就学の許可を受けた学校に通学している場合		
転居に関する事由	全学年	(1) 転居先の指定校に就学することにより、精神的な負担が生じるため、引き続き転居前の学校に就学を希望する場合	卒業までの期間	
		(2) 新築、改築等のため、一時的に学区外から就学を希望する場合	その建物に住するまで	住居の売買契約書、賃貸借契約書等居住することが確認できる書類及び誓約書
		(3) 1年以内に転居することが確実なため、転居予定地の指定校へ就学を希望する場合		
その他	全学年	その他教育委員会が認める場合	教育委員会が認める期間	
設定年月日		令和4年9月1日	最終更新日	